

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	集R6-大井川3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称)			(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	黒潮町大井川 櫻ヶサコ	665-16	59	1	山林	0.2292	ヒノキ	27	公告の日から	5年 (2030.3.31)	乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 間伐に要する経費は乙が負担するものとする。 木材の販売収益があった場合についても、乙から甲に対して、原則金銭支払いは行わない。	(経営管理実施権が設定されない場合) ＜時期＞ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 ＜相手方及び方法＞ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	対象範囲は別添図面参照
2	黒潮町大井川 向イ谷西畦	515	56	2	畑 (山林)	0.0084	ヒノキ	18	〃	〃				
3	黒潮町大井川 向イ谷西畦	516	56	2	畑 (山林)	0.0079	ヒノキ	18	〃	〃				
4	黒潮町大井川 向イ谷西畦	517	56	2	畑 (山林)	0.0619	ヒノキ	20	〃	〃				
5	黒潮町大井川 向イ谷西畦	734-4	56	2	山林	0.2185	ヒノキ	20	〃	〃				
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	黒潮町大井川 櫻ヶサコ	665-16	59	1	山林	0.2292	ヒノキ	27				
2	黒潮町大井川 向イ谷西畦	515	56	2	畑 (山林)	0.0084	ヒノキ	18				
3	黒潮町大井川 向イ谷西畦	516	56	2	畑 (山林)	0.0079	ヒノキ	18				
4	黒潮町大井川 向イ谷西畦	517	56	2	畑 (山林)	0.0619	ヒノキ	20				
5	黒潮町大井川 向イ谷西畦	734-4	56	2	山林	0.2185	ヒノキ	20				
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所 住 所	高知県幡多郡黒潮町入野5893番地
--	-----------------------	----------------------------------

黒潮町長 大西 勝也

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3） （A）欄の「面積」は実測面積とすること。なお、当該経営管理集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4） （A）欄の「地目」の（ ）は現況地目、「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載すること。
- （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



